（別表２）　　不利益処分に係る処分基準

（　令和４年４月１日作成　）

法　令　名	社会教育法
根 拠 条 項	第４０条第１項
処分の概要	公民館の事業・行為の停止命令
法令の定め	公民館が第２３条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業及び行為の停止を命ずることができる。
処 分 基 準	
処分担当課	北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課社会教育施設係 （電話番号：011-231-4111（内線35-515）
問い合わせ先	同上　（電話番号：　　）
備　　考	当面は処分基準の設定を行わない。 （理由）　公民館の違反行為に対する処分権限は、都道府県教育委員会においては法人が設置する公民館とされているが、北海道では法人が設ける公民館が存在しないことから、当面処分基準は設定しない。